

資母まちづくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、資母まちづくり協議会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を豊岡市但東町中山 815 資母地区交流センターに置く。

(目 的)

第3条 この会は、住民自ら地域の将来像を考え、その実現に向けて行動し、地区民が資母への愛着と誇りをもって暮らせる地域づくりを実現することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに関する調査、研究、広報に関すること。
- (2) 地域自治に関すること。
- (3) 安心・安全なまちづくりと地域福祉に関すること。
- (4) 産業・観光の振興に関すること。
- (5) 歴史・文化の伝承及び健康づくりと青少年健全育成に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織・会員)

第5条 この会の会員は、資母地区に居住する者及び会の目的に賛同する個人または団体で構成する。

(会 費)

第6条 この会は、会費を徴収することができる。

(運 営)

第7条 この会は、会費及び寄付金、補助金等をもって会の運営にあてる。

(役 員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員を選出)

第9条 役員は会員の中から役員会において選出し、総会で承認を受ける。

2 前項の規定にかかわらず、任期途中における欠員補充のための役員を選出について

は、前項中「総会」を「役員会」と読み替えるものとする。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会全体を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。
- (3) 理事は、役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- (4) 部会長は専門部会を監督し、役員会との調整を図る。
- (5) 監事は会計の執行状況を監督・監査する。
- (6) 事務局長は施設を管理・運営するとともに、事務局を統括する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 この会に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会により決定し、必要に応じ会議に参加する。

(事務局)

第13条 この会に、事務局を置く。

- 2 事務局は、会に関する庶務全般の処理及び行政との連絡調整を行う。
- 3 事務局員は、会員の中から会長が委嘱する。

(会議)

第14条 この会の会議は、総会、役員会、専門部会、実行委員会とする。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたとき開催する。

- 2 総会は会長が招集し、委任状を含めた会員の過半数の出席をもって成立する。可否同数のときは議長が決するところによる。
- 3 総会の議長は会員の中から選出し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。

(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長、理事、監事、事務局長をもって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、会長が議長となり次の事項を協議する。
 - (1) 総会に付議する事項に関すること。
 - (2) 事業の執行に関すること。
 - (3) その他会の運営に必要な事項。

(専門部会)

第17条 専門部会は有志による部員、各区及び各種団体からの推薦の部員をもって構成し、部員の互選により部会長、副部会長それぞれ1名を選出する。

2 専門部会は部会長が招集し、事業の企画・運営を行う。

3 専門部会員の任期は特に定めないものとする。

(実行委員会)

第18条 実行委員会は事業を行う上で必要な場合に設置する。この会は会長、副会長のほか、関係する各専門部会長、各種団体長、地域関係機関等をもって構成し、会長が招集し次の事項を協議する。

(1) 各専門部会が企画した地域行事に関すること。

(2) その他、地域全体に関する重要なこと。

(事業年度)

第19条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補 則)

第20条 この規約に定めるもののほか、運営についての必要事項は役員会において協議し、これを定める。

(附 則)

1. この規約は、平成27年8月30日から施行する。

(附 則)

1. この規約は、平成28年2月13日から施行する。

2. 平成28年度の事業年度は、第19条の規定にかかわらず平成28年1月1日から平成29年3月31日までとする。

(附 則)

1. この規約は、平成29年4月18日から施行する。